

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

令和元年6月

宮城県議会議長 佐藤 光 樹

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、本日でちょうど8年3カ月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業など、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後の平成28年度以降も特例的な財政支援措置を基本的に継続していただき、自治体の負担が生じるものについても、負担割合は被災自治体の財政や復興の進捗に影響のない程度に抑えるなど、被災自治体に相当程度配慮された方針が示され、心から感謝しております。本県においても本県被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一人ひとりが着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足している中、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題をはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、被災地においては、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水について早期の収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このようなさまざまな困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げる上で不可欠であり、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び被災地の実態に即して復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図るほか、原発事故への対応について、国の責任の下、復興・創生期間終了後も確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 復興庁の後継組織について

今年3月に閣議決定した「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、復興・創生期間の終了に伴い設置期限を迎える復興庁について後継組織を設置する旨が明記されましたが、後継組織の具体的な姿が未だ見えてこないことから、被災地の実情及び要望等を踏まえ、必要とする事業を確実に実施できるよう財源を確保していただくとともに支援制度の充実を図っていただく等実行力のある組織となるよう求めます。

2 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金や東北観光復興対策交付金等、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組の整備に特段の配慮をいただいたほか、復興・創生期間においても制度を継続いただけることとなり、大変感謝しているところです。

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、観光振興、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の復旧・復興事業等被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援や各種制度を確実に継続するとともに、復興・創生期間後の復興予算の弾力的運用等の方針について早期に明確にするよう求めます。

3 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上

東日本大震災復興交付金制度については、効果促進事業の一括配分の創設など、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたところですが、復興の完遂に向けて、被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援を令和2年度以降も確実に継続されるよう求めます。

また、復興の総仕上げに向け、被災地に残された課題の解決を目指す上では、東日本大震災復興交付金の効果促進事業（一括配分）の有効活用も重要であることから、沿岸地域の土地利用促進など、配分額に関して自治体の判断で事業が実施できるよう、見直しを求めます。

4 復旧・復興に要する人的支援の継続

現在、本県及び被災市町においては、復興交付金などの復興財源が配分され、震災復興計画などに基づき、復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も、防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには、事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では、正規職員の派遣、任期付職員の採用・派遣、派遣の受入が不要となった自治体から他自治体への振替調整など、被災市町の職員確保に努めてきましたが、行財政改革等に伴う厳しい環境の中で、派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに、任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれております。

つきましては、事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職や土木職などの職員の派遣について、支援の継続を求めるとともに、復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

5 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における財政支援の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組への対応など、制度が拡充されたことにより着実に復旧が進んでいます。

しかしながら、沿岸部では事業用地の整備等の産業基盤の復旧に相当の時間を要していることから、令和2年度においてもグループ補助金の募集を認め、あわせて財政措置するよう求めます。

予算の繰越についても、繰越年度内での完了が困難になっている事業者が多くいることから、事故繰越の簡素化を継続して講じるよう求めます。

再交付手続についても、年度ごとの措置となっており、今後とも必要な予算を確実に措置するよう求めます。また、復旧に必要な土地造成が令和2年度に完成する地区等においては、復興・創生期間後の令和3年度においてもグループ補助金の交付申請対象とするよう求めます。

6 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

津波被害の甚大な市町の産業復興を加速するため、国の平成25年度から平成27年度予算において「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置され、さらに、その運用期間を令和2年度末まで延長していただき感謝しております。

本県及び沿岸市町では引き続き本補助金を活用し、沿岸地域の主要な産業である食品関連産業をはじめとした製造業を中心とする企業の誘致・集積に取り組んでいますが、その受皿として整備が進められている沿岸地域の産業用地については、分譲面積全体の約6割が今年度から令和2年度にかけて工事完了し、引渡し可能となります。さらに、これらの多くが防災集団移転元地に整備されているため、企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確

認した上で立地決定することとなり、その結果、現行の期間内での申請や運用期間内での補助対象事業の終了が困難となります。

平成30年度末までの申請期間については、1年間の申請期間延長が認められましたが、本県の1日も早い産業復興実現のためにも、本補助制度（製造業等立地支援事業、商業施設等復興整備事業）の申請期間及び運用期間を再延長するようお願いいたします。また、対象地域については、主な産業用地以外の土地への立地を検討している企業もあることから、引き続き沿岸15市町全域を対象にするとともに、産業復興が遅れている地域には十分な措置をとるよう求めます。

7 二重債務問題対策に係る支援の継続

宮城産業復興機構投資事業有限責任組合の支援決定の期限については、最長令和3年3月31日まで延長できることとなりました。

今後は、二重債務問題対策に係る支援対象者が、支援決定の期限までに確実に支援機関を活用できるよう、関係機関による積極的な取組が必要となります。あわせて、支援決定を受けた中小企業者が計画どおりの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、継続したフォローも必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、被災中小企業者の相談窓口である宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き国による支援を求めます。

8 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等

本県では、東日本大震災により多くの子どもが心に深い傷を負っています。このような子どもたちを支援するため、子どもの心のケア対策の事業を実施していますが、今後も中長期的な子どもの心のケア対策の継続が必要です。

また、東日本大震災後に出生した子どもの中には、精神的・経済的に不安定な親の影響により、心のケアが必要な子どもも見られます。このような状況を踏まえ、被災した子どもの心のケア対策の事業への十分な財源と教職員の震災復興加配措置をはじめとした人的資源の確保を継続して実施するとともに、震災後に出生した子どもについても、補助の対象として明確に規定するよう求めます。

9 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

県内の各地域では、災害公営住宅の整備が終了し、また、防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり、恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方、東日本大震災の発生から8年を経過した現在においても、防災集団移転地での住

宅再建が果たされておらず、約 700 人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、また、災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても、コミュニティの形成や高齢化、独居、生活再建、学習環境など被災者を取りまく課題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア、見守り、相談対応、学習環境の充実を図るなど、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目のない支援の実現を図るため、その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

10 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の絆力を生かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合事業「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしており、復興の本格化・加速化に伴うコミュニティ再構築、生きがいづくり等の新たな課題においても、NPO等の取組に引き続き大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助成等が減少する中、取組を継続、発展させ、復興を加速化するためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続を求めます。また、事業の実施に当たっては、通年で取り組む事業であっても補助対象外となる期間が生じないように、地方自治体の事務手続の実態に合わせた対応並びに事務手続の簡素化等を求めます。

11 (仮称) 東日本大震災メモリアルパーク及び復興祈念公園の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする地震津波防災博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

なお、市町村の津波震災遺構の保存整備に関する取組に対しては、東日本大震災復興交付金による支援措置が講じられたところではありますが、交付に当たっては個々の市町村の実情に応じて柔軟に対応されるよう求めます。

また、犠牲者への追悼と鎮魂、震災の実情と教訓の後世への伝承及び国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に、本県及び石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園について、必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めます。また同公園内に、国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設(仮称)」について、整備後は国の責任において管理するよう求めます。

12 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のＪＲ各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻線に続き、平成 28 年 12 月には常磐線の運行が再開された一方、気仙沼線・大船渡線においては、鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつＢＲＴ（バス高速輸送システム）での本格復旧が合意され、復旧が進められております。

こうした中、鉄道及びＢＲＴによる復旧路線については、沿岸部の被災市町において、復興まちづくりと密接に関わるものであることから、まちづくりとの整合を図りつつ、地域振興に寄与する上で求められる利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めます。

13 事業復興型雇用確保事業の拡充

事業復興型雇用確保事業については、これまでに 3 万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっています。

一方、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和元年度末までに事業を開始することが支給の要件とされるなど、雇入費・住宅支援費ともに多くの制約が課されています。また、沿岸部では、復興まちづくりに時間を要しているほか、水産加工業などにおいては、被災した建物の復旧が完了した事業者についても慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮しております。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業の実施期間を延長するとともに、被災三県以外からの求職者の雇い入れについても雇入費の助成対象とするなど、住宅支援費を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ることを求めます。

14 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

本県の沿岸部においては、人口減少や復興の加速により、地域の基幹産業である水産加工業等において、慢性的な人手不足の状態が続いており、事業の継続に支障を来すことが懸念されています。

こうした中、国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能なので、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では、看過しがたい偏在が生じれば、大都市圏企業による人材引き抜きの自粛を要請す

ることとしていますが、大都市など特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

15 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与える等緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところですが、

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸浸食及び枯損・流木対策に関して東日本大震災復興特別交付税などを活用し、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

16 震災ガレキの処理に対する継続的な支援

東日本大震災により漁場へ流出したガレキについては、国の漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業及び操業中に回収されたガレキの処理に係る支援などを行っていますが、漁場に残存しているガレキの量や位置を把握することは難しく、また、水深の深い場所にあるガレキの回収は困難であることなどから、相当量が漁場に残存しています。

これらのガレキは、台風等によるシケなどにより移動・浮上し、漁業活動の支障となることがあるため、引き続き回収作業を行う必要があります。また、底びき網漁業についても、操業中のガレキの回収が今後も継続すると見込まれることから、その処理に係る支援を長期にわたって継続していく必要があります。

つきましては、漁場へ流出したガレキの撤去及び漁場から回収されたガレキの最終処分に係る経費について、令和2年度以降も全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。

さらに、漁場以外の沿岸地域や陸上からもガレキが見つかり、処理費用等の問題が発生していることから、国の支援を求めます。

17 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援

東日本大震災からの復旧・復興事業について、復興創生期間内の完成を目標に進めている中、建設資材輸送路となる道路については、資材運搬車両の増加に伴う損傷が激しく、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、沿道住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、道路管理者である市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保が大きな課題となっております。

平成28年度から、復興交付金（基幹事業）との関連などの条件を満たした沿岸市町の市町村道について、復興交付金（効果促進事業）を活用しての舗装補修が実施可能となり、また、土取場のある内陸市町の市町村道の損傷についても、沿岸市町同様の条件を満たすことにより、舗装補修が可能となる柔軟な取扱いに変更されました。

今後も、資材運搬車両の増加に伴う道路損傷の一層の拡大が想定されることから、復興交付金（効果促進事業）による確実な予算の確保を求めます。

また、復興交付金（基幹事業）及び災害復旧事業で整備する道路に接しながらも、復旧・復興事業の対象とならないため、事業化がなされていない箇所については、道路間の幅員などにおいて違いが出るなど、本来の道路の機能が損なわれている事態となっております。

つきましては、このような箇所についても、復興交付金（効果促進事業）の更なる柔軟な活用が可能となるよう求めます。

18 復旧・復興事業における事務の簡素化

被災自治体においては復旧・復興事業の推進に向けて鋭意努力しているところですが、自治体職員等のマンパワーが不足している状況にあります。

つきましては、早期復興の観点から、提出書類等の見直しなど、完了検査をはじめとする事務の一層の簡素化を求めます。

19 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

20 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

(1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っているところですが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者負担を強めています。国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。また、放射線・放射能による影響等に関する不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を積極的に行うよう求めるとともに、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う被害対策について賠償範囲に明示するよう求めます。

(2) 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

(3) 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

平成29年9月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を本県議会として国会や関係省庁に提出しておるところであります。

放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出は、収束させようとしている風評被害をさら

に拡大及び深刻化させるおそれがあることから、国が責任を持って東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督することを求めます。

特に、トリチウム水の取扱いについては、現在、国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが、トリチウム水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては、トリチウム水の取扱いについて、漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また、検討結果の公表に際しては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補てんのための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表することを求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

(4) 放射能に汚染された廃棄物の処理

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国の取組の一層の充実を求めます。また、8,000 Bq/kg 以下の汚染廃棄物の処理については、十分な財政・技術的支援を含め、引き続き国が責任ある支援を行うことを求めます。特に、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の受給手続においては、廃棄物の円滑な処理に支障を来している例も散見されることから、手続の柔軟な運用を求めます。

加えて、指定廃棄物問題については、国の責任の下、県外への集約処理の可能性を含めて、早期解決に向けた取組を行うとともに、解決までの間、災害等によって汚染が拡散することがないように、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。あわせて、指定解除後の廃棄物についても、処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。